

健全化判断比率

(単位 %)

指標名	平成27年度比率	備考	
		早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	— (7.85)	11.89	20.00
連結実質赤字比率	— (11.97)	16.89	30.00
実質公債費比率	1.5	25.0	35.0
将来負担比率	33.9	350.0	

(注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については赤字額がないため「—」で示し、() 書きは黒字の程度を参考表示したものです。

資金不足比率

(単位 %)

特別会計の名称	平成27年度 資金不足比率	備考
		経営健全化基準
東海市水道事業会計	— (51.2)	20.0
東海市下水道事業特別会計	— (0.0)	

(注) 資金不足比率については資金不足額がないため「—」で示し、() 書きは資金剰余額の程度を参考表示したものです。

- 東海市の数値は、いずれも早期健全化基準等を大きく下回っています。

用語	用語説明と東海市の現状
実質赤字比率	一般会計等の1年間の収入と支出の結果で、赤字の場合の比率を算定します。東海市の場合は、黒字のため比率はありませんが、計算上では7.85%の黒字でした。
連結実質赤字比率	実質赤字比率の対象範囲を全会計に広げ、1年間の収入と支出の結果で、赤字の場合の比率を算定します。東海市の場合は、黒字のため比率はありませんが、計算上では11.97%の黒字でした。
実質公債費比率	公債費（借金の返済費用）のある会計・一部事務組合を対象に、一般会計等が負担している額の比率を算定し、資金繰りの危険度を判定します。東海市の場合は、イエローカードとも言われる「早期健全化基準 25.0%」を下回る1.5%でした。
将来負担比率	全会計や市が構成団体となっている一部事務組合・広域連合、さらに一部の第3セクター等について、今後の借金の返済見込みや市の基金（貯金）の状況等をもとに将来の負担についての比率を算定し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかの判定をします。東海市の場合は、「早期健全化基準」を上回る33.9%でした。
資金不足比率	公営企業（東海市は水道・下水道が該当）の資金不足状況の比率を算定し、経営状況の深刻度を判定します。東海市の場合、水道事業では908,497千円の資金剰余、下水道事業特別会計は収入支出ともに同額で、両会計とも資金不足がないため比率はありません。